

日本バス協会事務局より補足

先日情報共有させていただいております、修学旅行等の学校行事の経過措置になります。

主な内容

- ・ 令和7年3月31日までに実施される学校行事等にかかる旅行のバスの手配については、令和5年9月30日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされていれば、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について従前の運賃・料金を適用することを了承した場合に、附則に定める「合意」があったものとして経過措置の対象とすることができる。
- ・ 上記に該当する運送を引き受けた際は、当該運送であることがわかる書面(受注型企画旅行申込書、手配依頼書等)を運送引受書とともに保存すること。